

古賀市コミュニティ活動の指針(案)

まちづくり推進課

1. コミュニティ活動とは

- 市民等が地域又は共通の目的によってつながり、自主的に行うまちづくりであって、団体として行うもの。
- コミュニティ活動はまちづくりに必要不可欠なものであり、まちづくり基本条例では特に自治会と校区コミュニティの位置づけや役割を明文化するとともに、各主体間の連携・協力の必要性や市民等がコミュニティ活動へ参加・協力することの重要性について規定している。

2. 指針策定の目的

- 今後も持続的・安定的なコミュニティ活動を推進していくため、コミュニティ活動のあり方や活動を活性化するための取組について明らかにする。
- 平成17年度に策定した「校区コミュニティ組織づくりの基本方針」は、小学校区内の自治会を校区コミュニティのもとに集約することをめざしたものだだったが、地域ごとにコミュニティ活動の実態や連携の仕組みがあり、また自治会を基盤とした行政区長制度も広く市民に浸透していることなどから、改めてコミュニティ活動全般について捉えなおし、市の指針として策定するものである。

3. コミュニティ活動に対する基本的考え方

- コミュニティ活動は、団体による自主的・自発的な活動である。
- 市は、団体の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲でコミュニティ活動を支援する。

4. コミュニティ活動の類型

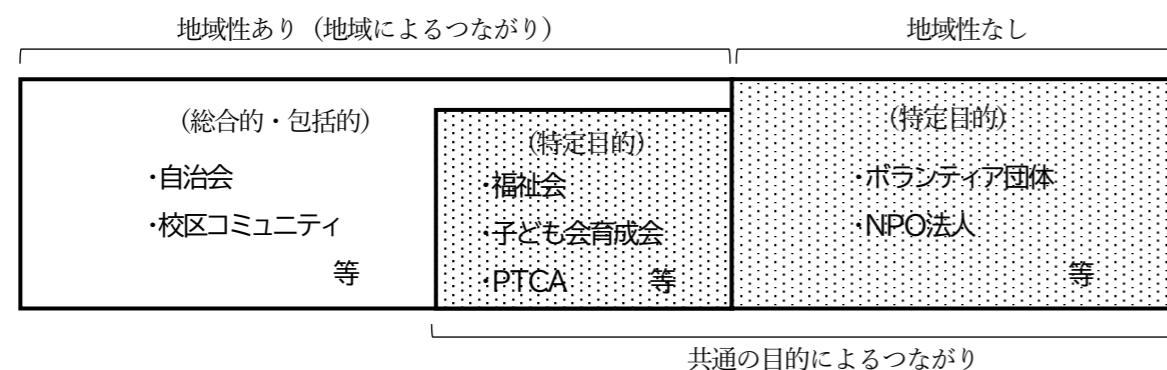
(1) 地域によるつながり(地縁型コミュニティ)

同じ地域に生活しているという地域のつながり(地縁)によって形成された団体。原則としてその地域の全ての住民(世帯)が構成員となることをめざしており、特に自治会や校区コミュニティは地域内の課題に総合的・包括的に取り組む。

(2) 共通の目的によるつながり(テーマ型コミュニティ)

活動に対する特定の目的を共有しているという共通の目的によるつながりによって形成された団体。基本的に活動への参加や脱退が自由で、一定の分野に特化した活動を行う。

【図：コミュニティ活動概念図】



※上記の分類は概念的なものであり、その境界は曖昧であることが多い。

5. コミュニティ活動の指針

(1) 活動範囲に応じたコミュニティ活動の役割

① 自治会単位

- ・日常生活における最も身近な活動範囲であり、隣近所の助け合いを基盤に、住民同士の交流・親睦を促す活動や、身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組む。見守りや声掛けなどは、顔の見える関係性だからこそできる活動である。
- ・特に自治会はさまざまな地縁型コミュニティの基盤になる存在であり、まちづくりにおける行政の重要なパートナーである。

② 自治会単位を超えた単位(小学校区・中学校区等)

- ・小学校区や中学校区、あるいは複数の自治会同士の連携等、自治会単位を超えた活動範囲では、区域内の各種団体間の交流・連携を促進する活動や、自治会単位では対応が難しい課題や広域的に対応した方が効果的な活動に取り組む。
- ・特に少子高齢社会を迎え、さまざまな地域課題に対応していくためには、自治会単位を超えたより広域での情報共有や取組が必要であり、そのような地域のネットワークづくりに取り組む。

③ 市全域もしくは市域を超えた活動範囲

- ・活動範囲は限定されず、それぞれの目的に応じた活動に取り組むため自主性・自発性が特に発揮される。
- ・テーマ型コミュニティにおいては、多様化・複雑化する地域課題に応じて先駆的・迅速に取り組むことが可能であり、公益活動の広がりが期待される。

(2) コミュニティ活動を活性化するための取組

① 地縁型コミュニティ(自治会、校区コミュニティ等)に対する総合的な支援

- ・地縁型コミュニティの中でも自治会や校区コミュニティ等は、その地域に住むほとんどの市民が参加し、地域課題に包括的に取り組む団体であることから、交付金による総合的な支援を行う。

② 市民活動支援センターを拠点とした活動の推進

- ・市民活動支援センター(つながりひろば)を拠点とし、活動に関する相談や情報提供、団体間の交流を促進する取組を行い、活動の広がりや深まりを支援する。

③ コミュニティ活動に対する市の支援の拡充

- ・コミュニティ活動の類型や組織の在りように関わらず、コミュニティ活動に対する多くの市民の共感や「応援したい」という気持ちを大事にし、活動内容に対して幅広く支援する方法について検討する。
- ・市はコミュニティ活動の活性化を図るため、団体の活動に寄り添った支援をする。